

パレスチナに平和を!緊急行動 米国大使館向け抗議

イスラエルによるパレスチナガザへの軍事侵攻をめぐり、米国が国連安全保障理事会の人道的停戦決議案に反対を繰り返していることに、16日、港区の米国大使館に向けた抗議行動が取り組まれました。

総がかり行動実行委員会がよびかけ結成された「パレスチナに平和を!緊急行動」が主催し、600人が参加しました。参加者は、「米国はイスラエルによる虐殺に手を貸すな」「フリー、フリー、パレスチナ」等とコールしました。

集会では、米国バイデン大統領に対する抗議文「イスラエル政府と軍によるガザ市民へのジェノサイドを直ちにやめさせ、人道的緊急援助の実施、占領地への入植と領土併合の撤回、中東における公正で永続的な平和を実現するよう求めます」を読み上げで確認し、代表5名が大使館前に赴きました。しかし、大使館職員は出で来ず、やむなく要請文を読み上げ、ゲートの前において来ました。

集会では、総がかり行動実行委員会の高田健共同代表は「イスラエルによる虐殺と、それを支援するバイデン米政権に対して怒りを込めよう」と呼びかけました。

ガザ出身のハニンさんが、ガザに住む子どもたちが犠牲になっている悲惨な実態を紹介し、「もうこれ以上悪くなることはないと思った。しかし、病院が爆撃され、死体の破片が散乱した。どれだけ悪くなれば気が済むというんだ」と涙を流しながら訴えました。

憲法共同センターからは高橋信一憲法会議事務局長が発言。「アメリカ政府は、イスラエルの非人道的な武力行使の中止とともに、双方に停戦実現を働きかけてしてほしい。ガザの人々のいのちを守るために努力してほしい」と訴えました。



岸田内閣支持率「低飛行」

日経 26%、読売 25%、朝日 23%、共同 22%、毎日 16%

自民党派閥の政治資金パーティを巡る裏金疑惑が浮上する中、この週末、読売など大手メディア各社が一斉に全国世論調査を実施しました。

その結果、岸田内閣の支持率は日経でも2021年10月の岸田政権発足後、最低の26%、読売は最低だった前回調査(11月17~19日)の24%からほぼ横ばいの25%のほか、朝日も内閣発足以降、最低の23%、共同通信も続落の22%となりました。

さらに、毎日は、前回調査よりも5ポイント下落の16%と最低を急加速。政治資金の裏金化疑惑を受けて松野博一・前官房長官をはじめ安倍派の4閣僚らが交代するという異例の人事刷新を断行したものの、支持率の低下が続いています。

読売によると、政治資金を巡る一連の問題で、岸田首相が指導力を発揮していると思うとした人はわずか19%にとどまり、「思わない」が73%に上りました。また、安倍派の4閣僚らが交代する事態になったことについて、首相の責任を大きいと思うとした人は59%で、「思わない」の32%を上回りました。

さらに、自民党の政党支持率は、日経は30%でしたが、読売が28%、共同が26%、朝日が23%と3割台を下回っているほか、毎日は11月比7ポイント下落の17%まで急落。一方、野党第1党・立憲民主党の支持率は5ポイント上昇の14%となり、これまで大きく開いていた両党の支持率差は3ポイントとなったということです。さらに、無党派層の割合も11月比5ポイント上昇の31%。比較的底堅く推移してきた自民党支持率が、「派閥の裏金疑惑を機に崩れた」と指摘しています。

各紙の見出しでも「低支持率先見えず」(読売)や『危険水域』首相に焦り(東京)などと、支持率の「低空飛行」は当面続き、国民が納得する再発防止策を明確に打ち出さないと、政権運営はさらに厳しさを増すとも伝えています。

資料 12月7日衆院憲法審査会での中川正晴野党筆頭幹事・立憲の発言

「緊急事態条項は、現時点で私たちは憲法に明記する必要はない」

憲法審査会の在り方と議論の進め方というものについて、先日の北側幹事の問いかけに答える意味も含めて、原点に戻って、基本的な認識を共有をしていきたいというふうに思います。

憲法をテーマにして各党の政治的な立場を主張していくということは、もちろん、否定されるものではありません。その上で、私たちの憲法審査会でこれは何を行ってきたのか、もう一度ここで確認をしてみたいというふうに思います。

(中略)

時に、審査会の自由討議に対して、それぞれが言い放しで何も出てこないのではないかと批判する人がいます。しかし、これは、これまでの、私たち、これも筆頭幹事の理解は違うんです。それぞれ議員個人として、又は党としての場合もありますが、自由討議で表明されたのは、審査会の委員による様々な立法事実とその解決策の提起だったと思っています。現在の憲法に照らして憲法違反と判断される現実が指摘されたこともありました。あるいは、時代の変遷の中で、これまで憲法によって捉えられなかった新しい課題が生じて、憲法改正の必要性が主張されることもあります。私たちの課題は、これらの議論をどのように発展させていくかということだと思っております。

以上のような前提に立って、これからの憲法審査会の進め方として、主に二つの作業を進めていくことを私の方からも提案をしたいというふうに思います。

まず一つは、それぞれ提起される課題について、その課題ごとに、どこまで広い合意が可能となるのか積極的に見極めていくプロセス、これは必要だというふうに思います。九条関連、あるいは解散権、憲法裁判所、人権委員会、情報分野の人権保障、環境権、一票の格差と地方分権、教育の無償化、同性婚など、それぞれの課題に、どこで大方の合意を見出すことができるのか、さらに、幹事会の合意を前提として、次のステップに移っていくことができるのか、もう少し焦点をしっかりと絞って、深掘りのできる議論をしていく必要があるということは私も感じております。

そのためには、自由討議において、具体的な課題を絞って議論を集約することでそれぞれの方向性を確認していく作業が必要だというふうに思います。

ただし、特に、前回の審査会において北側幹事からも指摘のあった緊急事態条項については、現時点で私たちは憲法に明記する必要はないと考えております。今の法律体系の中でこの緊急事態条項を見ていくということで、あるいはそれをいわば改良していくということで私たちの体制をつくっていききたいというふうに思っています。この課題については、そういう意味では合意が見えていないというふうに判断をしております。

今の時点で意見集約できそうなものと思われる課題は、国民投票法に関連した見直し作業だというふうに思います。この課題については、特にネット社会の進展などによって、当初の国民投票法の在り方では公平公正な国民投票の実施ができない、新しい要素を入れた見直しが必要だという方向性は合意できている、あるいは確認できているのだというふうに思っています。その原案作成のための作業部会などの設置も含めて前に進めることが、これはできるのではないかとこのように思います。そして、先ほどもお話が出ていました、情報に関連する憲法本体の議論、これについても更に深掘りを是非していくべきだというふうに思っております。

次に、第二に考えていかなければならないことは、国民との対話であります。多くの皆さんに指摘されているように、憲法議論に対する国民の関心は全く低いものであるということでもあります。この現状を踏まえれば、憲法改正ありきを前提に、それを政治キャンペーン化して利用することは厳に慎まなければならないというふうに思います。具体的な憲法課題を抜きにして、単に憲法改正賛成か、それとも反対かの二極化した世論形成は、国民の中の憲法議論を空洞化してしまいます。

私たちが審査会の議論で抽出した憲法課題を国民に投げかけて、幅の広い議論を喚起することを考える必要があるというふうに思うのです。憲法学者だけではなくて、それぞれの分野での有識者を交える討論会や地方での公開の公聴会の開催などと同時に、マスコミを通じた広報などを提案をしていきたいというふうに思います。

最後に。国際的な様々な課題に直面しているときであります。憲法を通じて、私たちの基本的な生きざまというか、国の形といいますか、これを再検証していく、次の時代の生き方を示していくような審査会の議論に是非していきたいというふうに思っております。